

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】

(令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割 [令和5年度まで])

<事業の内容>

1. 農地整備事業

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業

(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定 (最大4年間)**

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援 (令和7年度まで)

<主な実施要件>

事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権を設定**

事業対象農地面積：**10ha以上 (中山間地域は5ha以上)**

(各団地：**1ha以上 (中山間地域は0.5ha以上)**のまとまりのある農地)

事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内)**に向上 (生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上)

※ 下線部は拡充内容

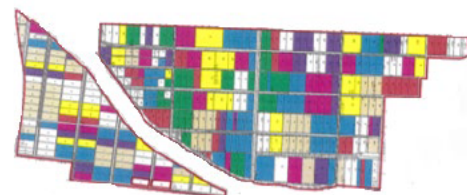
<事業の流れ>



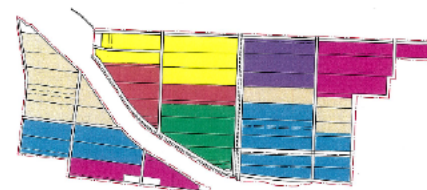
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)

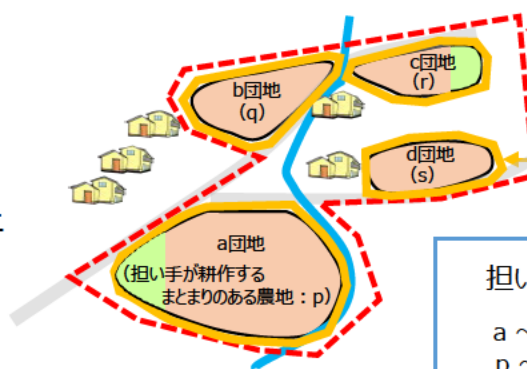


(施工前)



(施工後)

<農地面積・集団化の考え方>



事業実施範囲
農地の合計面積 平 場：10ha以上
中山間等：5ha以上

各団地の農地
平 場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

$$\text{担い手への集団化率} = \frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$$

a ~ d : 事業対象農地を構成する団地の面積

p ~ s : 担い手が耕作する、まとまりのある農地面積 (上図 着色部)

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)